

避難訓練実施マニュアル（地震）

《準備》

- ① 今年の避難訓練実施に向けた、内容の確認等を行う。
 - ・避難放送により、まずは各自が身の安全を確保する
 - ・避難場所を集落で確認する
 - ・避難場所までのルートを各自が確認する
 - ・近所の人と声をかけあって避難する
 - ・避難の際の持ち出し品を各自が確認する
 - ・要援護者の安否を確認する
- ② 集落ごとにその他の避難訓練の内容を検討する。
- ③ 「防災活動実施予定報告書」を役場に提出する。（9月5日（金）までに）
- ④ 集会・文書の回覧・集落放送等により、避難訓練の日時及び避難地、避難に際しての注意事項を集落の住民へ周知する。

【避難に際しての注意事項】

- （１）火の始末 （２）懐中電灯など最小限の物品の携行
（３）家の戸締まり （４）安全な避難経路を選び避難

※特に、避難訓練に参加される場合の「火の始末」や「家の戸締まり」については、十分、注意をしていただくよう周知してください。

《当日》

令和7年9月28日（日）午前8時 訓練開始

7：30 防災の日に関する訓練について防災無線で放送する
（避難訓練実施のお知らせ）

8：00 防災行政無線で訓練開始の放送（防災無線サイレンが鳴る）

- （1）防災行政無線で情報を確認後、避難場所への避難を開始する。
- （2）地震避難所への避難時期、経路、持参品、要支援者の対応などについて協議する。
- （3）各集落で計画している防災訓練を実施する。

【避難訓練の終了】 各集落の判断で、解散して下さい。

訓練終了後、別紙「避難訓練実施報告書」を10月3日（金）までに企画課町づくり推進室まで提出してください。